諮問番号：令和５年度諮問第１０号

答申番号：令和５年度答申第２５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年１月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第　１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁から審査請求人に対して、口頭又は郵送による本件処分の連絡、通知がなく、本件処分を知ったのは、２か月近くも後の令和３年２月４日に処分庁の担当ケースワーカーから聞かされてである。１か月前に生活保護廃止となっているとは、許される告知ではない。

審査請求人には、家賃滞納や失踪の事実はない。アパートも進んで退去したのではなく追い出されたものである。

審査請求人は、本件処分により実質損害を被っている。

よって、本件処分は、違法・不当であり、取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、令和２年１２月３１日付けで審査請求人の居住する住居（以下「Ａアパート」という。）の賃貸借契約が強制解約され、審査請求人が処分庁所管区域外に転出したことを確認したため、令和３年１月１日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第２のとおり、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であるとされている。

　　　①令和２年１２月２８日に、処分庁は、Ａアパートの管理人（以下「本件管理人」という。）から、審査請求人が同月２４日に出て行ったこと、令和３年１月６日までに家賃の支払がなければ審査請求人との賃貸借契約を強制解約する旨聴取したこと、②令和２年１２月２８日に、処分庁は、介護サービスの職員から、審査請求人が、Ａアパートには戻らない、今は処分庁所管区域外のアパート（以下「Ｂアパート」という。）に宿泊していると話しているということを聴取したこと、③令和３年１月４日、審査請求人は、処分庁に対し、令和２年１２月２５日からＢアパートで生活し、令和３年１月６日に賃貸借契約を結ぶ予定であり、Ａアパートには戻らないと話したこと、④令和３年１月８日に、処分庁は、本件管理人から、審査請求人との賃貸借契約を令和２年１２月３１日付けで強制解約したことを確認したことが認められる。

　　　これらのことからすると、審査請求人が家賃を滞納したことから、本件管理人は、令和２年１２月３１日限りで審査請求人との賃貸借契約を強制解約し、そのことによって審査請求人が処分庁所管区域内の住居を喪失したことが認められる。また、審査請求人は、令和２年１２月２５日以降、Ｂアパートで生活していることから、処分庁所管区域外に転出したことが認められる。

　　　以上を踏まえると、次官通知第２及び生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第２（１）のとおり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住事実の継続性・期待性がある保護の実施機関が負うこととなっているところ、審査請求人は、処分庁の所管区域内の居住地を喪失し、令和２年１２月２５日に処分庁所管区域外に転出しており、処分庁所管区域内に審査請求人の居住事実があるとは認められない。したがって、法第１９条第１項及び法第２６条に照らし、処分庁が居住地保護を継続することは妥当ではないことから、令和３年１月１日付けで審査請求人の保護を廃止した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（３）また、審査請求人は、令和３年２月４日に、審査請求人の保護が廃止されている旨処分庁の職員から伝えられたが、１箇月前に生活保護廃止となっている等は許される告知とはならない旨主張する。

一方、処分庁は、本件処分の通知書を審査請求人へ郵送するも転送手続がされておらず返戻されたこと、審査請求人の住所も居所も不明であり通知できない状況であった旨主張する。

　　　法第２６条のとおり、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

　　　審査請求人は、処分庁に対し、Ｂアパートで生活している旨連絡したことが認められるものの、審査請求人の居住地を連絡しておらず、処分庁が、審査請求人に対し、本件処分の通知書を速やかに送達させることができなかったことはやむを得ないものと言わざるを得ず、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

　　　なお、処分庁は、審査請求人に対し、居宅喪失で返戻された本件処分の通知書を発送したことが認められ、本件処分の通知書が審査請求人の居住地に送達されたことが推認される。

（４）最後に本件処分の通知書に記載された理由の提示についてみる。

　　　本件処分の通知書には、「令和２年１２月３１日付け賃貸契約を強制解約となり、（中略）〔処分庁所管区域外〕へ転出したことが判明したため、令和３年１月１日付けで生活保護を廃止します。」と記載されている。

　　　処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　　　審査請求人は、本件審査請求を行い、主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

　　　しかしながら、本件処分の理由の提示には、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がなく、審査請求人の保護を廃止した本件処分の理由の提示として、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

　　　処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

（５）以上を踏まえると、法第１９条及び法第２６条に照らし、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**４　調査審議の経過**

　令和５年　９月１２日　　諮問書の受領

令和５年　９月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月３日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１０月３日

令和５年１０月１２日　　第１回審議

令和５年１１月１３日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第１９条第１項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第１号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第２号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

（３）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第２８条第５項又は第６２条第３項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。

（４）次官通知第２は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても（中略）一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）問答集第２（１）は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年１２月１日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和２年１２月２４日、審査請求人が、処分庁を訪問し、同日に退院したことを報告したところ、処分庁の担当者は、入院期間中の保護費の一覧表を示し、入院期間中も住宅扶助費は支給されている旨を説明した。

（３）令和２年１２月２８日、処分庁の担当者が、本件管理人に架電したところ、本件管理人は、①審査請求人に同年１１月、１２月分の家賃の支払を求めたところ、話すことはないと言って同月２４日にＡアパートを出て行った旨、②令和３年１月６日まで家賃の支払を待つが、支払がなければ強制解約する旨、③処分庁の担当者からそのことを審査請求人に伝えてほしい旨、述べた。

後刻、介護サービス事業者の某ケアマネージャー（以下「Ｃマネージャー」という。）は、処分庁に架電し、処分庁の担当者に、①審査請求人が来所していて、Ａアパートには戻らない、今はＢアパートに宿泊していると言っている旨、②審査請求人が今までにも家賃滞納、失踪をしているので処分庁に連絡した旨、③今後について、審査請求人から処分庁の担当者に連絡するよう伝える旨、述べた。

（４）令和３年１月４日、Ｃマネージャーとは異なる介護サービス事業者の某ケアマネージャー（以下「Ｄマネージャー」という。）は、処分庁に架電し、処分庁の担当者に、審査請求人が来所しているが興奮して話しができないので、処分庁の担当者から直接話しをしてほしいと述べた。

審査請求人が、①令和２年１２月２５日からＢアパートで生活していて、令和３年１月６日に賃貸契約を結ぶ旨、②家賃の支払について、本件管理人と話したいが話にならないので、Ａアパートにはもう戻らない旨述べたところ、処分庁の担当者は、家賃滞納で強制退去になれば、居宅喪失で処分庁での保護は廃止になる旨を説明した。

審査請求人が、電話で話しても埒が明かないので、今週中に一度処分庁を訪問する旨述べた後、Ｄマネージャーが電話口に出て、①自分から審査請求人に説明はするが、審査請求人が興奮して話を聞いてくれない旨、②何かあれば処分庁の担当者に連絡する旨を述べ、保護継続について変化があればケアマネージャーに連絡してほしいとして、介護サービス事業者の電話番号を伝えた。

（５）令和３年１月６日、処分庁の担当者が、本件管理人に架電したところ、本件管理人は、①Ｄマネージャーに連絡して、審査請求人から同月７日までに本件管理人に連絡するよう伝言を依頼した旨、②７日まで待って、審査請求人から連絡がなければ、Ａアパートの賃貸契約を令和２年１２月３１日付けで強制解約する旨を説明した。

（６）令和３年１月７日、処分庁の担当者は、本件管理人に架電したが、つながらなかった。

（７）令和３年１月８日、処分庁の担当者が、本件管理人に架電したところ、本件管理人は、７日に審査請求人から連絡がなかったので、令和２年１２月　３１日付けで強制解約する旨述べた。これに対して、処分庁の担当者は、同日付けの強制解約を確認したため、翌日の令和３年１月１日付けで保護廃止になる旨を説明した。

後刻、処分庁の担当者は、Ｄマネージャーに架電し、審査請求人がＡアパートを令和２年１２月３１日付けで強制解約になったため、令和３年１月１日付けで処分庁の保護は廃止になる旨を説明した。

（８）令和３年１月１２日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分の通知書の処分の理由には、「令和２年１２月３１日付け賃貸借契約の強制解約となり、（中略）〔処分庁の所管区域外〕へ転出したことが判明したため、令和３年１月１日付けで生活保護を廃止します。」と記載されている。

処分庁は、本件処分の通知書をＡアパートに送付したところ、転送手続がされていなかったため、本件処分の通知書は、返戻された。

（９）令和３年２月３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１０）令和３年２月２２日、審査請求人が処分庁を訪問したところ、処分庁の担当者は、居宅喪失のため、同年１月１日付けで処分庁の保護が廃止になっている旨を説明するとともに、本件処分の通知書を審査請求人に交付しようとしたところ、審査請求人は受取りを拒否した。

（１１）令和３年３月１９日、審査請求人が処分庁を訪問した際に、審査請求人の現在の住所が確認できたとして、処分庁は、本件処分の通知書を当該住所に送付した。

３　判断

（１）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記１（２）の法第１９条第１項第１号及び第２号のとおり、保護の実施機関の保護の実施責任は、所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者と定められており、前記１（４）の次官通知第２のとおり、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所又は現にその場所に居住していなくても、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場所と示されている。

また、前記１（５）の問答集第２（１）のとおり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいうと記されている。

上記の処理基準及び問答集の内容は、法の基本原理（法第１条参照）に照らして合理的なものといえる。

（２）本件についてみると、前記２（３）、（４）、（７）のとおり、①令和２年　　　１２月２８日、処分庁は、本件管理人から、審査請求人が同月２４日に出て行ったこと及び令和３年１月６日までに家賃の支払がなければ審査請求人との賃貸借契約を強制解約する旨を聴取したこと、②令和３年１月４日、処分庁は、審査請求人から、令和２年１２月２５日からＢアパートで生活し、令和３年１月６日に賃貸借契約を結ぶ予定であり、Ａアパートには戻らない旨を聴取したこと、③令和３年１月８日に、処分庁は、本件管理人から、審査請求人との賃貸借契約を令和２年１２月３１日付けで強制解約する旨を聴取したこと、が認められる。

（３）これらのことからすると、本件管理人が、令和２年１２月３１日限りで審査請求人とのＡアパートの賃貸借契約を強制解約する旨述べる一方で、審査請求人も、令和２年１２月２５日以降、Ｂアパートで生活し、Ａアパートには戻らない旨述べていることから、少なくとも本件処分の時点（令和３年１月１日）において、審査請求人は、既に処分庁所管区域外に転出していることが認められる。

また、次官通知第２及び問答集第２（１）において、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住事実の継続性・期待性がある保護の実施機関が負うことと示されていることに照らすと、処分庁所管区域内に審査請求人の居住事実があると認めることはできない。

したがって、居住地保護を継続することは妥当ではないとして、令和３年１月１日付けで審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断は、前記１（２）の法第１９条第１項及び同（３）の法第２６条に基づいたものといえ、不合理な点は認められない。

（４）審査請求人は、令和３年２月４日に審査請求人の保護が廃止されている旨を処分庁の担当者から伝えられたが、１か月前に生活保護廃止となっている等は許される告知ではない旨主張する。

　　　たしかに、前記１（３）のとおり、法第２６条において、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと定められている。

一方で、前記２（４）のとおり、審査請求人は、処分庁に対し、Ｂアパートで生活している旨申し出たことは認められるものの、事件記録からは、審査請求人が新しい居住地の住所を処分庁に連絡したとの事実は確認できない。

したがって、前記２（８）のとおり、処分庁が、審査請求人に対し、本件処分の通知書をＡアパートに送付し、転送手続がされていないために返戻された後、速やかに本件処分の通知書を審査請求人に送達することができなかったとしても、やむを得ないものと言わざるを得ず、処分庁の手続に不合理な点は認められない。

　　　なお、前記２（１１）のとおり、処分庁は、返戻された本件処分の通知書を転出先の住所が判明したとして、審査請求人に対し、再度送付したことが認められ、本件処分の通知書は、審査請求人に送達されたことが推認される。

（５）以上のとおりであるから、本件処分には、違法又は不当は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由の欄に、事実の適示は示されているものの、いかなる法規を適用して本件処分が行われたかについては、記載されていない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえるが、審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に処分の理由を明記することが望ましい旨付言する。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲